

## 平成28年秋季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（平成29年9月28日付け消防予第295号）の別添「平成28年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を下記のとおり定めるので、各消防本部等は、これらの事項に最大限配慮し、火災予防運動の推進に努めるものとする。

記

### 1 住宅防火対策の推進

#### (1) 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器については、平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられたが、平成28年6月時点の推計では、県内で2割以上の世帯が未設置となっていることから、設置促進を図る必要がある。また、すでに設置された火災報知機についても、定期的な作動確認や電池の交換を行う等、適切な管理をする必要がある。

（参考）平成28年6月1日 設置率74.2%（全国40位）、条例設置率56.3%（全国41位）

#### (2) 高齢者の死者発生防止対策の推進

平成27年本県の住宅火災による死者数（放火自殺者除く）は20人で、そのうち高齢者が15人と7割以上を占めており、高齢者の死者数の低減を図る必要がある。

（参考）平成27年死者発生率（人口10万人当たりの死者数）2.11人（全国42位）

#### (3) 応急仮設住宅における火災予防対策の推進

応急仮設住宅においては、入居者で構成する自治会（自治防災組織）が組織されているが、棟続き住宅により延焼の危険性が大であることから、同住宅における火災予防対策の推進を図る必要がある。

（参考）平成28年10月6日 応急仮設住宅4棟全焼

### 2 放火火災防止対策の推進

本県では平成27年に放火及び放火の疑いによる火災が112件発生しており、安全で安心な生活に対する大きな脅威となっていることから、放火火災防止対策の推進を図る必要がある。

（参考）平成27年本県出の火原因最多放火(62件)、3番目放火の疑い(50件)

### 3 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

#### (1) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

防火安全上不備事項がある施設等に対して、早急かつ重点的に改善を図るよう指導してきたところであるが、依然として是正されない施設があることから、引き続き防火安全対策の徹底を図る必要がある。

（参考）重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(H27.12.31現在)

重大違反対象物数712件

#### (2) 高齢者や障がい者等が入所する小規模社会施設及び有床診療所における防火安全対策の徹底

高齢者や障がい者等の自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設及び有床診療所においては、従業員が火災時に短時間で入居者を避難させることが困難であることから、従業員に対する訓練を効果的かつ確実に実施する必要がある。

#### 4 地域における防火安全体制の充実

社会経済情勢の変化等から消防団員や女性防火クラブ員が減少しており、地域防火安全体制の充実を図る必要がある。

(参考) 平成 28 年 4 月 1 日現在 県内の消防団員数 33,798 人

県内の女性防火クラブ員数 46,304 人